

西晋武帝期後半における衛瓘の立場とその活動をめぐって

尾 関 圭 信

はじめに

西晋政治史は天下統一を果たした武帝期の前半部分と八王の乱が勃発して滅亡に向かう惠帝期以降の後半部分に分けられるが、本稿はその前半部分（武帝期）のうち後半部分にあたる太康年間を主に取り上げる。

なぜ太康年間を対象とするのか。それは当該時期を西晋政治史全体から見たとときに、西晋王朝が崩壊へと向かうプロローグという扱いを受けてきたからである。そのことは従来の研究が賢弟である齊王司馬攸の追放やこの時期に台頭した外戚楊氏に目を向けてきたことから明らかである。天下統一後に墮落した武帝は暗愚な皇太子司馬衷を後継にしたいが

ために、ライバルになりうる賢弟司馬攸を追放し、外戚楊氏を優遇してその台頭を許した。惠帝期に勃発する八王の乱の誘因はこの時期にすでに備わっていたという見方である。

しかし、西晋滅亡という後々の結果から当該時期を捉えることには以下の三つの点から疑問がある。第一に後の結果に影響が大きかった出来事や人物に焦点が当てられがちになること、第二に西晋滅亡前史というストーリーから外れる出来事や人物は捨て置かれ、説明に都合の良い事柄ばかり取り上げられる可能性があること、第三に当該時期の主體的な意義を見出しにくくなるという点からである。

太康年間に執政の座にあったのは衛瓘（と汝南王司馬亮）であった。しかし彼に対する言及は惠帝期の元康初に司馬亮とともに政権を担ったことぐらいである。しかも、その元康

初の政権すら八王の乱の一部分、賈皇后の天下のための踏み台という程度の位置付けでしかなかった。たとえば岡崎文夫氏は次のように述べている。^①

楊駿に代って表面輔政の大任に当たったのは汝南王亮と晋の開国の遺老衛瓘である。衛瓘は有徳の士として当時に著聞し、武帝はもとその女をもって太子妃たらしめんと欲したと伝えられる。この関係から賈后に悪まれて居る。かかる家族間排擠の感情と、賈党があくまでも政権を独占する陰謀とが相合して、楚王璋を傀儡とし、またもや突然兵をもって彼等二人を誅滅して仕舞った。しかもその下手人は楚王璋であるので、賈后はこれによって楚王を殺し、ここにひとまず賈党の天下が実現したわけである。

司馬亮・衛瓘（・司馬璋）は「賈党の天下が実現」するための道具に過ぎなかったという。そのことは輔政の任にあってたことを「表面」といい、賈皇后が司馬璋を「傀儡」として「誅滅して仕舞った」といった氏の表現の端々に見て取れる。^②

後に安田二郎氏は唐修『晋書』のバイアスを指摘し、佞臣

賈充像の見直しを通じて西晋政治史の再解釈を行ったが、安田氏の研究においても司馬亮（・衛瓘）政権は権力・権勢への強烈な志向を持つ他の「八王」の権力集団と同列に位置づけられ、あくまでも賈后にとつて権勢を確立するための手段的存在であつたと評される。^③

そこで本稿では、武帝期後半、太康年間を中心とした時期において衛瓘がどのような立場にあつたのかについて整理を行い、それを通じて当該時期の特質を浮き彫りにしていきたい。なぜなら衛瓘こそが以下の叙述で明らかのように当該時期の最重要人物と言つてよいからである。そしてそれにも関わらず、彼の重要性が理解されているとは言い難い。たとえば皇太子司馬衷後継問題においても、その資質に疑問を呈した者の一人として取り上げられる、^④といった程度の扱いか受けていない。このことから十分に検討する価値があると考える。

さて、本論に入る前に、本稿の検討対象である衛瓘という人物について本伝に基づいて簡単に述べておきたい。

衛瓘は河東の名族衛氏の出で、父は曹魏の建國に功績があつた尚書衛覬である。自らも若くして尚書郎となり、その後中書郎を経るなどエリートコースを進んだ。ただし衛瓘は

家柄が良いだけの人物ではなかつた。当時の権臣専政下にあつて政界を上手く渡り歩き、それを傳説に高く評価されている。また法理にも明るく実務能力も高かつたが、同時に決断力も兼ね備えていた。伐蜀に監軍として参加していたが、独断で戦後処理を進める鄧艾を機略をもつて捕らえ、その後、鍾会が反乱を起こした際には拡大する前に現地で鎮圧した。また征北大將軍として北方にあつたときは、鮮卑拓拔部を分裂、崩壊に導き、数十年にわたつて再起不能に追い込んでいる。⁽⁶⁾あるいは博学で文藝にも通じ、草書の腕前は索靖とともに「一台二妙」と称された。⁽⁷⁾

以上のように家柄が良いだけでなく、政治・軍事的にも文化的にも多大な才能を有しており、個人として非常に卓越した人物であつた。政界でも西晋初には娘が皇太子妃の有力候補となり、自らは後に三公に至るなど多大な影響力をもつた。⁽⁸⁾要するに、衛瓘は博学多才で果敢な人物であり、佐命の功績こそ無いものの、西晋建国の元勳たちに勝るとも劣らない才能や功績もつ人物であつたといえる。

それから、もう一人の執政、司馬亮について今回は取り上げない理由を付記しておく。一つは彼は若くして「才用有」⁽⁹⁾って重用されてきたが、目立つた功績は無く、また決断

力を欠ける人物であつたため、政界を主導していたのは衛瓘であつたと考えられること、もう一つは宗室出身という異なる立場にあつたからである。もちろん西晋における宗室諸王の重要性からすれば、それを訓導し抑える宗師という立場にあつた司馬亮の存在・権威自体は決して軽いものではなく、彼自身についてもまた改めて整理、検討する必要があると考えている。

一 楊駿政権と衛瓘

(一) 楊駿奪権の経緯

太熙元(二九〇)年四月、皇太子司馬衷(恵帝)の即位とともに、外戚楊駿による専権が始まつた。楊駿が権力を掌握するに至つた経緯は以下の通りである。

帝 疾篤きに及び、未だ顧命有らず、佐命功臣、皆已に没し、朝臣 惶惑して、計従りする所無し。而して駿 尽く羣公を斥け、左右を親侍せしめ、因りて輒ち公卿を改易し、其の心腹を樹つ。会帝 小間なるも、用いる所の者非なるを見て、乃ち正色して駿に謂いて曰く、「何

ぞ便ち爾るを得んや」と。乃ち中書に詔して、汝南王亮を以て駿と與に王室を夾輔せしむ。駿権寵を失うを恐れ、中書従り詔を借りて之を觀、便ち藏匿するを得。中

書監華廙恐懼して、自ら往きて之を索むるも、終に與えるを肯せず。信宿の間、上疾遂に篤く、后乃ち帝に駿を以て輔政せしめんことを奏し、帝之に頷く。便ち中書監華廙・令何劭を召して、口もて帝旨を宣べて遺詔を作らしむ（『晋書』卷四〇楊駿伝）。

まず楊駿は武帝の病が重篤であるのに乗じて自らに近しい者に人員を入れ替えた。ところが小康状態になった武帝はそのことを知って怒り、汝南王司馬亮を輔政に任命する詔を作成させた。結局楊駿はその詔を握りつぶし、遂には娘の楊皇后を利用して自らを輔政とする遺詔を作らせることとなる。

こうして楊駿政権への道が開かれたのであるが、ここで注目したいのは「佐命功臣、皆已に没し、朝臣惶惑して、計従りする所無し」とあるように、武帝危篤に際して朝臣たちが見せた有様である。西晋の十二名の元勳はこのときすでにみな物故し、彼らと並びうる人材もいなかった¹⁰。朝臣を導くリーダーシップの欠如が楊駿に付け入る隙を与えたのである

る。そのことは後に楊駿政権が崩壊した際、七十一歳の衛瓘が再登板することになったことが如実に示している。

（二）奪権を可能にした要因

そもそも先のような状況を作り出したのは楊駿自身であった。ここで衛瓘の引退に至る経緯を見てみよう。

（衛）宣公主に尚し、数酒色しばしばの過有り。楊駿素より瓘と平らかならず、駿復た自ら権重を專にせんと欲す、宣若し離婚せば、瓘必ず遜位せん。是に於いて遂に黄門等と與に之を毀ち、帝に諷して宣より公主を奪わしむ。瓘慚懼して、老もて遜位を告ぐ。乃ち詔を下して曰く、「司空瓘……位を太保に進め、公を以て第に就かしむ……」有司又た宣を收めて廷尉に付し、瓘の位を免ぜんことを奏すも、詔して許さず。帝後に黄門の虚構を知り、主を還復せんと欲するも、而れども宣疾もて亡し（『晋書』卷三六衛瓘伝）。

楊駿は黄門（宦官）を利用して衛瓘の子衛宣と公主を離婚させ、それを恥じた衛瓘が自ら退くように仕向けた。武帝が

亡くなる三ヶ月前、太熙元（二九〇）年正月のことである¹¹。

元勳のうち最後まで存命であった荀勗は前年の太康十（二八九）年に亡くなっている。その時点で元勳がみな物故したにも関わらず、楊駿は宦官を使ってまで衛瓘を排除した。このことは楊駿の権力掌握にとって衛瓘が最後の障壁であったことを物語っている。

衛瓘という最後の障壁を取り除いた楊駿は奪権に成功し政権を樹立するのだが、およそ一年後賈皇后のクーデターで崩壊する。これを受けて衛瓘が再登板することになるのだが、これらの事実を踏まえれば、この時期の西晋政界におけるキーマンの一人が衛瓘であったことは疑いようがない。次章ではその衛瓘が武帝期後半の咸寧・太康年間においてどのような立場にあったのか見ていこう。

二 衛瓘の執政と尚書省

（一）中央政界への復帰

衛瓘は西晋王朝成立後から長らく外官を歴任してきた。征北大將軍として北方にあったときは、鮮卑拓拔部を分裂、崩壊に追い込んでいる。そして咸寧四（二七八）年、征北大將

軍から尚書令に遷り中央政界への復帰を果たした¹²。

尚書省の長官である尚書令が重要な官職であることは説明するまでもないが、西晋において先にこの官職にあったのは王沈・裴秀・賈充・李胤の四名である（王沈は晋王国の時期）。咸寧二（二七六）年に李胤が就いた以外はいずれも元勳であり、当時の政治をリードしてきた人物であった¹³。

さて、そのような官職に就いた衛瓘はかなり厳格な態度で省内を統率したという。

咸寧初、徴されて尚書令を拝し、侍中を加えらる。性は厳整にして、法を以て下を御し、視るに尚書は參佐の若く、尚書郎は掾属の若し（『晋書』卷三六、衛瓘伝）。

史料によれば衛瓘は尚書を參佐のごとく、尚書郎を掾属のごとく、まるで部下のように扱ったという¹⁴。後述するように衛瓘の民に対する「為政」は穏やかであったというから、省内における官僚への厳しい態度は際立っている。

このころ最大の実力者であった賈充はなお太尉・録尚書事として健在であったが、衛瓘に主導権が移りつつあったようである。それを象徴するのが太康元（二八〇）年の天下統一

後になされた封禪の建議である。

伐呉には慎重であったと推察される衛瓘だが、天下統一がなると封禪の儀の挙行を武帝に促す動きを主導した。¹⁶武帝が辞退したために結局行われることはなかったが、ここで注目したいのは衛瓘とともに上奏したメンバーとその官職である。

晋武帝 呉を平らげ、区宇を混一す。太康元年九月庚寅、尚書令衛瓘・尚書左僕射山濤・右僕射魏舒・尚書劉寔・張華等奏して曰く、……「内容は省略」(『宋書』

卷一六礼志三)

ここに「尚書左僕射山濤・右僕射魏舒・尚書劉寔・張華」とあるように、官職名を見れば尚書省の幹部が勢ぞろいしていることが分かる。つまりこのときの封禪の儀挙行の働きかけは尚書省主導でなされていたのである。

ここに挙げられた人物のうち、両僕射の山濤と魏舒は後に司徒となって衛瓘とともに太康年間の朝政を主宰することとなる。また張華も宰相の位に就くことを囑望され、後の元康年間には一時の政治的安定をもたらした。

尚書省を率いて封禪を主導し、後の朝政の担い手たちを尚

書省において掌握するなど、衛瓘の朝政におけるリーダーシップはこの時点ですでに確立されつつあったとみてよいだろう。

(二) 太康三年の人事

太康三(二八二)年十二月に行われた人事によって衛瓘は司馬亮とともに執政の座についた。当該人事を記したのが次の一文である。

冬十二月甲申、司空齊王攸を以て大司馬・督青州諸軍事・鎮東大將軍と為し、琅邪王佃を撫軍大將軍と為し、汝南王亮を太尉と為し、光祿大夫山濤を司徒と為し、尚書令衛瓘を司空と為す(『晋書』卷三武帝紀)。

これは齊王攸帰藩事件として知られる西晋史上最も有名な人事である。¹⁸ただこの人事のきっかけとなったのは同年における太尉の賈充、司徒の李胤の相次ぐ死去であった。

このとき中書監の荀勗は武帝に対して後任候補を次のように提案している。

時に太尉賈充、司徒李胤並びに薨じ、太子太傅又た缺く。勳表陳すらく、「三公保傅、宜しく其の人を得べし。若し楊珣をして東宮に參輔せしむれば、必ず当に仰ぎて聖意に称うべし。尚書令衛瓘・吏部尚書山濤皆司徒爲るべし。若し瓘を以てせば新たに令と爲す者未だ出でざれば、濤即ち其の人なり」と。帝並びに之に従う（『晋書』卷三九荀勳伝）。

ここでは欠員として太尉、司徒、太子太傅が想定されていて、荀勳は太子太傅の後任に楊珣を、司徒の後任に山濤を推薦している。衛瓘も司徒の候補（次点）に挙げられている。武帝は提案に「従った」とあるが、太子詹事であった楊珣が実際に遷ったのは太子少傅である。この時点ではなお太子太傅には司馬攸が就いていたから、本文の太子太傅は太子少傅の誤りであろう。また荀勳が推挙した中にはないポストとして賈充の太尉があるが、司馬亮が後任の太尉となった。²¹

この荀勳提案の時点で考慮されていなかったのが、後に青州に出鎮することになった司馬攸の後任人事である。司馬攸が就いていたポストは司空と太子太傅であるが、その後任として司空には衛瓘（尚書令も領任）が、太子太傅には司馬亮

が就任した。

この人事は司馬攸が失脚した西晋王朝の退潮を象徴する出来事として記憶されるが、全体から見れば、太尉賈充（録尚書事・太子太保）、司徒李胤、司空司馬攸（太子太傅）から、太尉司馬亮（録尚書事・太子太傅）、司徒山濤、司空衛瓘（尚書令・太子少傅）へと体制が移行したことを示すものとして西晋政治史の中では位置づけられるべきであろう。

なお、司空となった衛瓘の為政については、

太康の初め、司空に遷り、侍中・令は故の如し。為政は清簡にして、甚だ朝野の声誉を得（『晋書』卷三六衛瓘伝）。

とあり、先述のように部下の官僚には厳しかったが、その為政は「清簡」として大変評判が良かったようである。天下統一後、皇帝の政治に対する関心が失われ、政治が弛緩する中で外戚が跋扈し腐敗が進む、などと史書には記される太康年間であるが、衛瓘らの政治姿勢やそれに対する評価を見る限り、それはあまりに一面的な見方ではないかと思われる。

(三) 外戚楊氏の台頭について

賈充と司馬攸の死後、外戚楊氏が台頭したという見方がある。たとえば楊氏についての専論がある田中一輝氏は太康年間における楊氏台頭の過程を次のように述べている。²³⁾

武帝の皇太子衷の擁護・東宮の充実化、という方針のもとで外戚の楊珧・楊駿が東宮職を領任して東宮に入り、さらに賈充に始まる東宮官属の尚書省関連職兼任という慣例が結びつき、太康年間には、車騎將軍・行太子太保・録尚書事として、汝南王亮・衛瓘とともに尚書を管理するまでに、その地位を向上させた。

田中氏によれば、楊珧と楊駿は武帝の方針のもとで東宮入りを果たし、太康年間になると楊駿は尚書省を管理するまで地位が上昇したという。ただ「汝南王亮・衛瓘とともに」とあるように、司馬亮と衛瓘も同様の地位にあった。田中氏も太康十年まで続く太子保傅司馬亮・衛瓘・楊駿が尚書を管理する体制のことを「三者」体制と述べている。

ところが、結論から言うと、太康年間の西晋政界の状況をこの「三者」体制で論じるのは適切ではない。なぜなら楊駿

が太康年間に「録尚書事」として尚書を管理した形跡などないからである。楊駿が録尚書事となったのは、

(太熙元年) 夏四月辛丑、侍中・車騎將軍楊駿を以て太尉・都督中外諸軍・録尚書事と為す(『晋書』卷三武帝紀)。

とあるように、太熙元(二九〇)年四月のことである。これは先に見た武帝の遺詔に基づく人事である。²⁴⁾ではこのころ録尚書事は誰であったのかというと、

太尉・録尚書事・領太子太傅に遷り、侍中は故の如し(『晋書』卷五九八王 汝南王亮)。

とあるように、太尉の司馬亮であった。この人事は、先に述べた太康三(二八二)年の人事である。つまり太康年間に録尚書事であったのは司馬亮であり、楊駿ではなかったのである。

このことから、太康年間に楊氏が高い地位(車騎將軍など)を与えられたことは否定しないが、尚書省を管理して権力を握ったとまではいえず、実際に執政の座にあったのは衛

瓘と司馬亮の両名であったのである。

この時期は日蝕や天災が多く、それらの災異の多くが後の史書では賈氏、楊氏の跋扈と関連づけて語られているが、これは後世の附会であろう。⁽²⁵⁾ 司馬亮や衛瓘、そして魏舒も遜位をたびたび請うているように、⁽²⁶⁾ 責任は彼らにあったとされたのである。

以上のように、衛瓘は中央政界復帰後、尚書省を基盤に政治の主導権を握っていった。司空となっても尚書令は領任し続け、司馬亮や尚書省における同僚・部下とともに太康年間の政治を主宰していった。前章で述べた楊駿にとつて衛瓘こそが最後の障壁であったという見方を一層強めてくれよう。

次章からは衛瓘主宰の体制の特質がどのようなものであったのかについて当時行われた九品中正制批判を通じて探っていくきたい。

三 九品中正制批判と衛瓘

(一) 劉毅の九品中正制批判とその後

魏初に始まる九品中正制はこのころすでに批判的になっていた。太康年間に行われた「上品に寒門無く、下品に勢族

無し」の語で有名な劉毅による九品八損の議の内容の一部と批判の後の経緯について史料は以下のように記している。

毅魏の九品を立つるは、権時の制にして、未だ人を得られず、而も八損有るを以て、乃ち上疏して曰く、

……今の中正、才実を精しくせずして、務めて党利に依り、称尺を均しくせずして、務めて愛憎に隨う。與えんと欲する所の者は、虚を獲て以て誉と成し、下さんと欲する所の者は、毛を吹きて以て疵を求む。高下は強弱を逐い、是非は愛憎に由る。世の興衰に隨いて、才実を顧みず、衰うれば則ち削下し、興れば則ち扶上す。一人の身、旬日にして状を異にす。或いは貨賂を以て自ら通じ、或いは計協を以て登進し、附託する者は必ず達し、道を守る者は困悴す。身に報無ければ、必ず割奪され、己に私有れば、必ず其の欲を得。是を以て上品に寒門無く、下品に勢族無きなり……

……愚臣^{おも}以為えらく、宜しく中正を罷め、九品を除き、魏氏の弊法を棄て、一代の美制を立つべし、と。

疏奏せられ、優詔して之に答う。後に司空衛瓘等も亦た共表すらく、宜しく九品を省き、古の郷議里選を復すべし、と。帝竟に施行せず（『晋書』卷四五劉毅伝）。

劉毅によれば、今の中正は仲間の利益や自己の感情に基づいて評価を下し、人物の才能ではなく家の盛衰によつて評価を左右し、その結果、「上品に寒門無く、下品に勢族無し」といった状態になったという。そしてその原因である九品中正制を廃止するよう求める。才能ではなく家柄・権勢といった要素が人事評価に結びついている現状を糾弾する一方、その解決策については現行制度を廃止し、新たな制度を作るべきであると述べるに留まっている。そのため後に司空衛瓘らによる上奏がなされ、現行の制度に代わるものとして郷舉里選の復活が提案されている。

この劉毅の上疏については、九品官人法の研究で著名な宮崎市定氏が重要な指摘を行っている。この九品中正制批判は尚書省の幹部によつてなされたものという指摘である。²⁷ 宮崎氏の言う通り、この上疏がなされた太康五年頃、劉毅は尚書左僕射の地位にあった。²⁸ つまり官僚の人事を實際に掌り運営している当局の幹部から制度への不満が提出されたのである。

そもそもこの劉毅という人は、「方正亮直にして、介然として羣れず、言は苟合せず、行は苟容せず」と称され、直言する人物として有名であった。²⁹ そのため他の朝臣と摩擦を生じる発言も少なくなかった。³⁰ しかしここでの上奏はそのような類の言動とは一線を画すものであった。なぜなら劉毅一人の上奏に終わらず、引き続いて司空の衛瓘等が共表しているからである。次節でその共表の中身を確認していこう。

（二）衛瓘らの九品中正制批判

司空衛瓘等の共表の詳しい内容は彼の本伝に掲載されている。

瓘おも以えらく、魏の九品を立つるは、是れ権時の制にして、經通の道に非ざれば、宜しく古の郷舉里選に復すべし、と。太尉亮等と上疏して曰く、

……斯れ則ち郷舉里選なる者は、先王の令典なり。茲れより以降、此の法陵遲す。魏氏顛覆の運を承け、喪乱の後に起こるも、人士流移し、考詳するに地無し。故に九品の制を立つるは、粗ぼ且さ一時選用の本為るのみ。其の始めて造るや、郷邑

の清議、爵位に拘らず、褒貶の加うる所、勸励を爲すに足り、猶お郷論の余風有り。中間に漸く染まり、遂に資を計りて品を定む。天下をして觀望せしめば、唯だ位に居るを以て貴と爲し、人は徳を棄てて道業を忽せにし、多少を錐刀の末に争い、風俗を傷損し、其の弊細からず。今九域規を同じくして、大化方に始まる、臣等以為えらく宜しく皆末法を蕩除し、一に古制に擬し、土を以て断定し、公卿より以下、皆居る所を以て正と爲し、復た懸客の遠く異土に属する者を無からしむべし。此くの如くんば、則ち同郷の鄰伍は、皆邑里を為さん。郡県の宰は、即ち長に居るを以て、尽く中正九品の制を除き、善を挙げ才を進むるに、各おの郷論に由らしめよ。……今九品を除かば、則ち宜しく古制に準じ、朝臣をして共に相い任に挙げしむべし。才を出だすの路に於いて既に博く、且つ以て賢を進むるの公心を厲まし、位に在るの明闇を覈ぶるべし。誠に令典なり、と。

武帝之を善しとすれども、卒に改むる能わず（『晋書』卷三六衛瓘伝）。

制度運用の当初は「郷論の余風有」ったものが、「中間に漸く染まり、遂に資を計りて品を定む」とあって、家柄が重きをなすようになったという。この変化がおきた契機は、越智重明氏が指摘するように、「司馬懿による州大中正の設置で間違ひなからう^①。創業者司馬懿が発案した、西晋王朝のシSTEMの根幹でもある州大中正制を直接には批判することはできないため、「中間に漸く染ま」という間接的な表現となったのである。いずれにしても衛瓘らはここで、劉毅の示した現状認識や廃止の提言に加えて、制度の淵源（「人士の流移」やその問題点、そして「土断」という具体的な解決策も示している。衛瓘らの上奏文は劉毅の提案について議論を深め、より具体的な案としてまとめたものとなっている。

先の劉毅伝の記述では衛瓘の肩書きは司空となっていたが、衛瓘が尚書令を兼務していたことは先述した通りである。すなわち衛瓘は劉毅の属する尚書省の長官でもあった。太尉の肩書きで登場する共奏者の司馬亮もまた録尚書事を兼ねている。つまりこの一連の九品中正制批判、及び「土断」を用いた制度改定の提案は尚書省としての見解の表明であるともなくてはなるまい。とすれば、九品中正制批判というのは、劉毅による個人的な意見の表陳などではなく、尚書省全

体の問題意識の発露であり、その総意であつたと考えるべきであらう。⁽³²⁾

(三)「卒不能改」という結果について

先の上奏を記載する史料の最後の一文に「卒に改むる能はず」とある通り、尚書省の総意であり、武帝の理解が得られていたにも関わらず、ついに九品中正制を改定することはできなかつた。

この結果について越智重明氏は次のように述べている。⁽³³⁾ま
ず衛瓘による九品中正制廃止の主張について、

九品官人法は、後漢末の動乱などで流移した士人を、それぞれの郷里によつて郡単位（のちには主として州単位）で把握しているわけであるが、その際の郷里はあくまで後者（精神的なもの：筆者注）を基準とする。六朝の貴族制も後者の郷里の存在と不可分離の関係にある。しかし、右にあつては前者の郷里（制度的なもの：戸籍：筆者注）を基準としそれに後者の郷里をつつみこもうとしている。これは当時の士人の意識の否定につらなる。それだけに右の九品官人法の廃止⇨郷挙里選の復活

は、巨視的にとりあげれば、士人そのものとの対決を意味する。

と述べ、その上で武帝が改められなかつたことについて、

賢才主義などの主張に賛成ではあつたが、それと同時に、士人のもつ、貴族制として示されるような、かれらの権勢を否定する「力」をもたず、また士人間の郷里をめぐる意識を否定する意図をもたなかつた、という観点から理解すべきであらう。

としている。つまり、精神的な郷里を制度的な郷里に戸籍として組み込む「土断」の敢行は士人の意識の否定であり、彼らとの対決を意味することになる。そのため士人との対決を避けたい武帝はついに実施できなかったと見るのである。越智氏の見解は首肯できるところが多いが、これはあくまでも武帝と士人とを対比する観点から見た理解である。

ところが、廃止や改定を主張した側の人物についても目を向けてみると、劉毅は青州人士（二品以上）によつて州大中正に推挙されているように、士人と認めうる人物である。⁽³⁴⁾姻

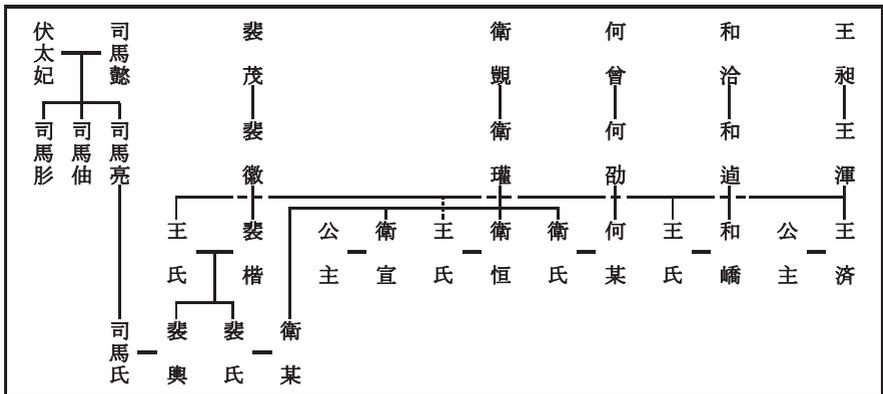
戚関係を見ても、娘（字簡訓）が潁川荀氏の荀岳に嫁いでいる。⁽³⁵⁾ また衛瓘も「朝の耆旧」とされ、子の衛恒は王渾の娘を娶り、姪の衛琇は王浚の中夫人となるなど太原王氏と姻戚関係を有していた。⁽³⁶⁾

このように劉毅や衛瓘自身もまた（越智氏の言う）「士人」と思しいわけである。このことをどのように解するべきか。この点については章を改めて衛瓘を取り巻く姻戚関係の検討を通じて答えを得たい。

四 衛瓘と士人社会

衛瓘の姻戚関係を整理したのが【図1】の略系図である。先に述べた太原王氏（王渾・王浚）との他に、子の一人が裴楷（河東裴氏）の娘を娶り、娘の一人が何劭（陳国何氏）の子に嫁いでいる。王渾は諸葛誕の乱で活躍した魏の司空王昶の子である。王浚の父王沈は建国直後に亡くなったが、西晋創業の元勳である。何劭の父何曾や裴楷の従兄裴秀もまた元勳であった。

このように西晋王朝を創業した元勳と姻戚関係にあったが、一方でともに政治を主導した尚書省のメンバー、山濤、



〔図1〕 司馬氏・衛氏・裴氏・王氏略系図

魏舒、張華といった人物との間にはそういういった関係が無い。つまり政権運営にあたって姻戚関係を頼みにした形跡は見られず、士人間の関係に縛られることなく大臣・官僚として尽きたかのように見える。それゆえに九品中正制を批判しえたのではないか、とも考えられる。ところが、次に見るエピソードは衛瓘が政界にある士人間のネットワークから免れえなかつたことを示している。

(二) 潘岳の批判

次の史料は潘岳（賈謐二十四友の一人）が当時の政治状況を風刺したとされる一文である。³⁷

岳の才名冠世、衆の疾む所と為り、遂に栖遲すること十年なり。出でて河陽令と為るも、其の才を負いて而して鬱鬱として志を得ず。時に尚書僕射山濤・領吏部、王濟・裴楷等並びに帝の親遇する所と為れば、岳内之を非り、乃ち閣道と題して謠を為りて曰く、「閣道の東に、大牛有り。王濟は軼し、裴楷は轡し、和嶠は刺促して、休むを得ず」と。（『晋書』卷五五潘岳伝）

山濤の人事は「山公啓事」と呼ばれて高い評価を受けていたが、それでも不満を持つ者は存在した。³⁸ 出世できずに燻っていた潘岳もその一人である。³⁹ 人事を掌る山濤や彼の取巻きである王濟、裴楷、和嶠が揶揄された所以である。

この史料中には衛瓘の名前は無く、一見関わりがないように見える。しかし【図1】の略系図を見るとわかるように、王濟、裴楷、和嶠の三名は姻戚関係にあった。和嶠の妻と裴楷の妻はともに王濟の姉妹であった。そして先述したように衛瓘の世子衛恒の妻もまた王濟の姉妹である。つまり王渾（王濟の父）を介して王氏、衛氏、裴氏、和氏は姻戚関係にあったのである。⁴⁰

それにも関わらずここで衛恒が潘岳の非難の対象とならなかったのは、彼が王濟、裴楷、和嶠とは異なり当時そこまでの地位になかつたためであろう。衛恒は司空齊王府に起家しているが、司馬攸の司空就任は咸寧二（二七六）年のことである。⁴¹ したがってこの時点で対象となっていなくても何ら不思議なことではない。⁴²

とはいえ、衛瓘の姻族が武帝に親遇されてこの世の春を謳歌していた、少なくとも不遇を託っていた潘岳からはそのように見えたには違いなく、官僚組織における関係とはまた別

の士人間同士の関係による影響がそこには存在したと見るべきであろう。

(二) 王濬の批判

前節の姻戚関係をつなく要の位置にいたのが王渾である。王渾は魏の司空にまで昇った王昶を父に持つが、同族の王沈に比べると、西晋建国時期はさほど目立つ存在ではなかった。⁽⁴³⁾ その後も長らく外鎮にあつて対呉戦線で活躍していた。太康元(二八〇)年の伐呉においても大功を立て、尚書左僕射に遷る太康六年まで旧呉の地を治めることとなる。⁽⁴⁴⁾

王渾は咸寧年間に中央に戻った衛瓘とは違って太康年間半ばまで地方に居続けたから、彼自身が中央政界で権勢を振るつた様子はいかがえない。⁽⁴⁵⁾ ところが伐呉の際に起こつた次の事件は王渾(とその姻族)の中央における影響力の大きさを鮮明にする。

その事件は王渾が大功を立てた伐呉の最終局面で起こつた。蜀から建業まで長江を下つてきた王濬との対立である。諍いのきつかけは王濬が王渾を出し抜いて建業を落として手柄を取つたことにある。これに激怒した王渾は王濬を弾劾した。⁽⁴⁶⁾ これに対して王濬も反論の上奏を行ったのだが、次の文

はその一節である。

今、渾の支党姻族、内外皆な磐石に根拠して、並びに世位に処る。聞くならくは人をして洛中に在りて、専ら共に交構せしむれば、盗言は孔だ甘く、^{はなは}観聴を疑惑す、と。夫れ曾參の人を殺さざるは、亦た以て明らかなるに、然れども三人之を伝うれば、其の母杼を投ぐ、〔晋書〕卷四二王濬伝。

王濬によれば、王渾の支党姻族が洛陽において王濬を貶めるような言説を振りまいていたという。続く文に「曾參殺人」の故事を引いていることから、それは相当しつこいものであつたことがうかがえる。この事件の後も王渾は子の王濟とともに王濬を排撃し続けた。⁽⁴⁷⁾ そのため王濬は立てた大功に似合わない不遇な晩年を過ごすこととなる。

ここで注目したいのは、王濬の話の信憑性とか、誹謗中傷したのは誰かとか、どちらが正しいとか、そういった部分ではない。その対立者(ここでは王濬)から見て、王渾とその支党・姻族は一体となって攻撃してくる集団と認識されている点である。先の潘岳の例も同様で、姻戚関係にある者への

優遇が実際にあつたかどうかが問題ではなく、今の待遇に不満を持つ者から見て、それが一つの集団として認識されていたという事実が重要なのである。潘岳も王濬も冷遇された側であり、その立場から見た王渾らとその姻族はまさに今を時めく人々だったのである。⁽⁴⁸⁾ 王濬は具体的な名前には言及していないが、洛陽にいる姻族に衛瓘・衛恒父子も含まれると考えるのが自然であろう。

(三) 裴楷の重用と司馬瑋のクーデター

衛瓘は政権の顔ぶれを身内で固めるようなことはなかったが、咸寧・太康年間に衛瓘とその姻族が相当な権勢を誇ったことは間違いない。

ただし衛瓘とその姻族の関係が当時具体的にどのようによく用いたのかを記した記録は残っていない。そこで本節では、元康年間の話ではあるが、衛瓘と裴楷との間のエピソードから姻戚関係の持つ作用について見ていきたい。

第一章で述べたように衛瓘は楊駿政権崩壊を受けて再登板することとなった。衛瓘は司馬亮とともに輔政の任について秩序の再建と新体制の構築に励んだのであるが、そこで最大の障壁となつたのが宗室諸王であつた。⁽⁴⁹⁾

政権発足直後に専権を志向する東安王司馬繇を追放したものの、楊駿打倒のクーデターを実行した楚王司馬瑋がなお洛陽に駐在していた。⁽⁵⁰⁾ そこで司馬亮と衛瓘が打ち出したのが諸王還藩政策である。還藩（本国に帰る）という形で司馬瑋を洛陽から追放しようとしたのであるが、結果は以下のように失敗に終わった。というのも、

惠帝の即位するや、瓘に千兵を復す。楊駿の誅せらるるに及び、瓘を以て録尚書事・緑綬・劍履上殿・入朝不趨・給騎司馬を加え、汝南王亮と共に朝政を輔けしむ。亮諸王をして還藩せしめんことを奏し、朝臣と廷議するも、敢えて応ずる者無く、唯だ瓘のみ其の事に賛すれば、楚王瑋是に由りて焉を憾む（『晋書』卷三六衛瓘伝）。

とあるように、司馬亮の発議に賛成したのは衛瓘だけで、他の朝臣たちは誰も追隨しなかつたからである。このことは先述したように、みなが司馬瑋の恨みを買うことを恐れたためであつた。

実のところ司馬瑋の力を削ぎ、排除しようとする試みはこれ以前から行われていた。

楚王瑋 勳有りて威を立つることを好めば、亮之を憚りて、其の兵権を奪わんと欲す（『晋書』巻五九 八王 汝南王亮）。

とあるように、兵権の回収が画策された。ここでいう兵権とは司馬瑋が領していた北軍中候の持つ権限である⁵¹。具体的には次の人事によって行われた。

太保衛瓘・太宰亮 称すらくは、楷の真正にして阿附せざれば、宜しく爵土を蒙^うけしむべし、と。乃ち臨海候に封ぜられ、邑二千戸を食む。楚王瑋に代わりて北軍中候と為し、散騎常侍を加う。瑋、瓘・亮の己を斥けて楷を任ずるを怨み、楷、之を聞きて、敢えて拜さず、転じて尚書と為る（『晋書』巻三五 裴楷伝）。

司馬亮と衛瓘は司馬瑋に代わって裴楷を北軍中候に任命しようとしたのである。司馬瑋の恨みを買うことを恐れた裴楷は結局辞退している。だがこの件への司馬瑋の怨みは激しく、後のクーデターの際には裴楷もターゲットとなった。

楷の長子興 先に亮の女を娶り、女衛瓘の子に適ぐ。楷内難未だ已まざるを慮り、外鎮に出でんことを求め、安南將軍・仮節・都督荊州諸軍事に除せらるるも、当に発つべくして垂^{なん}とするに瑋 果たして矯詔して亮・瓘を誅す。瑋 楷の前に己の中候を奪い、又た亮・瓘と婚親なるを以て、密かに楷を討たんとす。楷 素より瑋の己に望有るを知り、変有るを聞きて、單車もて入城し、妻の父王渾家に匿われ、亮の小子と興に一夜に八たび徙り、故に難を免るるを得。（『晋書』巻三五 裴楷伝）。

裴楷は舅の王渾らを頼って何とか難を逃れたという。だが、この史料でそれ以上に注目したいのはクーデター直前の「荊州」出鎮人事である。史料は裴楷が中央の危難から逃れようとしたために行われた人事であるかのように記すが、問題はその行き先が荊州であったという点である。というのも司馬瑋がもともと鎮していたのは荊州であったからである⁵²。つまり裴楷は北軍中候に続いてまたも「楚王瑋に代わ」って任命されたのである。

裴楷はなぜ司馬瑋の後任を担わなくてはならなかったのか。その理由は、司馬瑋に狙われた要因の一つとして記事中

にあるように、司馬亮・衛瓘と「婚親」だったからである。朝臣の誰もが司馬璋を恐れる中で、司馬亮や衛瓘が頼みにしえたのは姻戚であった。裴楷にばかり司馬璋の代役が回ってきた事実がそのことを物語っている。

衛瓘はこのとき司馬亮とともに非業の死を遂げる。この結果が示すように、楊駿後の秩序再建の担い手となることは大きな危険を伴っていた。とはいえその担い手たりうるのは太康年間の政治を主宰してきた衛瓘（と司馬亮）しかありえなかった。そうした中でこの裴楷の「重用」は、前節であらわれた権勢家の集団としての側面とはまた別の、危機に際して頼るべき存在という姻戚関係のもう一つの面を映し出しているのである。

潘岳や王濬といった冷遇された者、すなわち姻戚関係に加わっていない外部の者から見た姻族は身内同士で称えあったり庇いあったりする互助的集団であったが、裴楷の例を見るに、危機の際には最も頼れる相手となっており、その結びつきは非常に強固なものである。武帝の擁護をもってしても王濬は不遇から抜け出すことができなかった。衛瓘もまた、そうした官制秩序とは異なる西晋政界に横たわる強大な士人ネットワークの一員だったのである。

おわりに

本稿で明らかになったのは以下の四つの点である。

- ① 太康年間に西晋政界の中心にいたのは衛瓘であること。
- ② 衛瓘の政治的基盤が尚書省にあったこと。
- ③ その政治姿勢は九品中正制批判に見られるように、家柄ではなく才能を重視する傾向があること。
- ④ 衛瓘はもう一つの政治的基盤として姻戚関係を持ち、当時の士人社会の中心にいたこと。

このうち②・③と④との間の二面性をどのように理解するかが問題となる。筆者は士人社会の中心にいる人物に、家柄よりも才能を重視する賢才主義的指向がみられるという点に、後の東晋以降の硬直した門閥体制に比べて当時の政界がなお柔軟さを保っていたという特徴を見出したいと思う。

本稿で取り上げた時代に続く恵帝の元康年間、八王の乱が勃発し、外戚が専権を振るったことをもって、武帝の太康年間とは「断絶」してとらえられることが多い。だが政権の担い

手とその特徴という本稿の観点から見て、果たしてそれは妥当であろうか。その答えに対する展望を示して本稿を終えたい。

確かに衛瓘自身は司馬瑋のクーデターによって非業の最期を遂げた。しかし政界の担う顔ぶれはその後もさほど変わっていない。太尉に石鑿、司徒に王渾、司空に高密王司馬泰、尚書令に下邳王司馬晃、尚書左僕射（領吏部）に王戎、中書監に張華、中書令に裴楷が就いていて、比較的落ち着いた元康の治世を現出させている。

石鑿は寒素の出身でありながら、青州人士を代表するほどになった人物で、楊駿と司馬亮との間の内戦を回避させる機転も持つ老臣である。また司馬泰と司馬晃は「当時の諸王、惟だ泰及び下邳王晃のみ節制を以て称えら」れた。そして、

璋既に誅に伏せば、楷を以て中書令と為し、侍中を加え、張華・王戎と與に並びて機要を管べしむ（『晋書』

卷三五 裴楷伝）。

とあるように、裴楷・張華・王戎の三名が政権の中樞を担った。この三名のうち裴楷と王戎は若いころから並び称された人物である。また張華は衛瓘・王渾や裴楷の姻戚である

和嶠と親しい。

この中で趙王司馬倫のクーデターが起こるまで中心にあつて尽力し続けたのが張華である。張華は庶族の出であるが、その才覚と功績によって一代で成り上がった人物である。旧呉の陸機・陸雲兄弟を抜擢し、あるいは賈模や裴頠（賈皇后の血族・姻族だが才幹があつた人物）と輔政するなど、家柄ではなく才能を基準とする賢才主義的傾向を持っていた。

以上のように元康政権の構成メンバーや性質を見ると、太康年間の衛瓘政権との同質性があり、断絶よりも連続性の文脈で西晋政治史の流れを理解すべきに思われる。

しかし葭森健介氏が指摘するように、元康政権の担い手の一人である王戎は「門調戸選」と呼ばれる人事の門閥化を進めた人物である。よって中心人物の張華だけを分析すれば十分とは言い難く、多くの整理がまた必要となる。その検討は後稿に期したい。

注

(1) 岡崎文夫『魏晋南北朝通史』（弘文堂書房、一九三二年、『魏晋南北朝通史・内編』（東洋文庫五〇六、平凡社、一九八九年）。

- (2) 「賈党の天下」の踏み台に過ぎなかった司馬亮・衛瑾政権は後年の川勝義雄氏の概説書に至っては登場すらしていない。川勝義雄『魏晋南北朝』（講談社学術文庫、講談社、二〇〇三年）。
- (3) 安田二郎「西晋初期政治史試論——齊王攸問題と賈充の伐呉反対を中心に——」（『東北大学東洋史論集』六、一九九五年、『六朝政治史の研究』（東洋史研究叢刊、京都大学学術出版会、二〇〇三年）に改題して所収）
- (4) 安田二郎「八王の乱をめぐって——人間学的考察の試み——」（『名古屋大学東洋史研究報告』四号、一九七六年、『六朝政治史の研究』（東洋史研究叢刊、京都大学学術出版会、二〇〇三年）所収）
- (5) 『晋書』卷三六 衛瑾伝「惠帝之為太子也、朝臣咸謂純質、不能親政事。瑾每欲陳啓廢之、而未敢發。後会宴陵雲台、瑾託醉、因跪帝牀前曰、「臣欲有所啓。」帝曰、「公所言何耶。」瑾欲言而止者三、因以手撫牀曰、「此座可惜。」帝意乃悟、因謬曰、「公真大醉耶。」瑾於此不復有言。賈后由是怨瑾」
- (6) 『魏書』卷一文帝紀 托跋沙漠汗
- (7) 父の衛覬、子の衛恒（『四体書勢』の著者）もまた書に優れるなど、衛氏一族は書家として知られる（『晋書』卷三六 衛瑾伝）。
- (8) 輔政のパートナーである司馬亮は宣帝司馬懿の第四子（伏太妃の子）で、武帝司馬炎の叔父に当たる。兄の司馬師や司馬昭と違って才望も野心もなく、たいした功績もない至って凡庸な人物であった。ただその性格ゆえに、後になって司馬一族のまとめ役である宗師を務めることになる。
- (9) 本伝には、司馬亮が関中出鎮時に秦州刺史胡烈戦死の責を問われ免官となった失敗談、楊駿に対する決起を促されても決断できなかったエピソードが載せられている（『晋書』卷五九八

王汝南王亮。右のエピソードは重職を任されていた証でもあ
るが、後に関中に出鎮して反乱を取めることに成功した弟の扶
風王司馬駿などと比べると才幹に優れていたとは言い難い。

- (10) 『晋書』卷三 武帝紀 咸寧元年八月壬寅条「以故太傅鄭冲・太尉荀顗・司徒石苞・司空裴秀・驃騎將軍王沈・安平獻王孚等及太保何曾・司空賈充・太尉陳騫・中書監荀勗・平南將軍羊祜・齊王攸等皆列於銘饗」佐命の功臣については朱曉海「西晋佐命功臣銘饗表微」（『臺灣大學中文學報』十二期、二〇〇〇年）を参照。

- (11) 『晋書』卷三 武帝紀 太熙元年春正月己巳条「以尚書左僕射王渾為司徒、司空衛瑾為太保」

- (12) 『晋書』卷三 武帝紀 太康十年十一月丙辰条。また武帝が体調に変化をきたしたのもこのころである。

- (13) 尚書令はまた「台輔」とも呼ばれる（『晋書』卷三四 羊祜伝）。祝総斌氏によれば、魏晋時期の三公には「宰相」としての権限はなく、代わって尚書令が宰相の役割を持つようになった。祝総斌「兩汉魏晋南北朝宰相制度研究」第六章 魏晋的三公、尚書（北京大學出版社、二〇一七年）。

- (14) 賈充は武帝危篤時に示した態度によって兵権を剥奪されたが、恩寵は変わらずその後太尉に昇進したとされる（『晋書』卷四〇 賈充伝）。しかしこのとき元勳が代々就任してきた尚書令に李胤を就いたのは異例といつてよく、尚書令の官職を賈充から奪うための措置であることをうかがわせる。

- (15) 後に尚書令になった荀勗も民には優しかったが、官僚に対しては厳しかったという。『晋書』卷三九 荀勗伝「為安陽令、転驃騎從事中郎。勗有遺愛、安陽生為立祠」、「及在尚書、課試令史以下、覈其才能、有關於文法、不能決疑処事者、即時遣出」

- (16) 賈充が封禪を主宰したように見える記事もある（『晋書』卷

四〇 賈充伝)。しかしこれは仇鹿鳴氏が指摘するように「朝臣之首」ゆえに名が筆頭にあっただけであろう(仇鹿鳴「咸寧二年与晋武帝时代的政治转折」〔『学木月刊』二〇〇八—二〇〇九年〕、『魏晋之际的政治权力与网络』上海古籍出版社、二〇一五年所収)。

(17) 司馬佑が任ぜられたのは周家祿『晋書校勘記』も指摘するよう「撫軍大將軍」ではなく「大將軍」である。「撫軍」は衍字。『晋書』卷三武帝紀太康四年五月己亥条。

(18) 西晋史を揺るがす事件であった以上、司馬佑に関心が集まるのは当然のことである。しかし司馬佑に焦点を当てて見てみると、彼はこのとき東方(鎮東大將軍・督青州徐州諸軍事)から中央に復帰し、まもなく翌年五月には亡くなって、本人の望んだ通り洛陽に葬られている(『晋書』卷三八宣五王琅邪王佑)。司馬佑の容態と帰京の望みによる「欠員」が司馬佑出鎮人事の引き金となっている。人事という点では司馬佑は司馬佑の後任に選ばれたのである。

また王渾が出鎮反対の上表の中で、司馬亮を司馬佑の代わりに出鎮させることを提案しているが、これは言い換えれば、武帝が賈充後の新体制に司馬佑ではなく宗師司馬亮を選んだということである。とすると、外戚楊氏や「佞臣」たちの望みはさておき、衛瓘・司馬亮の新体制に司馬佑が容れられなかった理由も検討する必要があるように思われる。

(19) 楊琰の就いていた官職については余嘉錫『晋碑雜考證』〔余嘉錫論學雜著〕上冊、中華書局、一九六三年)を参照。

(20) 『晋書』卷三八文六王齊王攸伝「咸寧二年、代賈充為司空、侍中・太子)太傅如故」

(21) 『晋書』卷三武帝紀太康三年冬十二月甲申条

(22) 太康年間に具体的にどのような政策を実施していったのかに

ついては史料が少なく、また衛瓘らがどこまでコミットしたか不明であるため本稿では取り上げない。実施された政策の中には「大臣終喪三年」の解禁(太康七年)などもあり、これらについては稿を改めて検討を加えたい(『晋書』卷四四華表子廙、卷二〇礼志中)。

(23) 田中一輝「西晋の東宮と外戚楊氏」(『東洋史研究』六八—三、二〇〇九年)、『西晋時代の都城と政治』(朋友書店、二〇一七年)所収)。

(24) なおこの遺詔中に「其以駿為太尉・太子太傅・假節・都督中外諸軍事、侍中・録尚書・領前將軍如故」(『晋書』卷四〇楊駿伝)とあって、以前から録尚書事であったかのような印象を受けるが、楊駿の肩書きは「侍中・車騎將軍・行太子太保、領前將軍」であり録尚書事は務めていない。

(25) 仇氏は楊駿の「臨晋侯」の記事などを後世の附会とみならず、筆者もこれに従いたい。

(26) 『晋書』卷三六衛瓘伝「以日蝕、瓘與太尉汝南王亮・司徒魏舒俱遜位、帝不聽」。『晋書』卷三武帝紀太康七年春正月条「甲寅朔、日有蝕之。乙卯、詔曰、「比年災異屢發、日蝕三朝、地震山崩。邦之不臧、實在朕躬。公卿大臣各上封事、極言其故、勿有所諱」

(27) 宮崎市定「九品官人法の研究」科挙前史」第二編 本論第二章 魏晋の九品官人法 十二 九品官人法に対する批難(『東洋史研究』会、一九五六年、『宮崎市定全集』六(岩波書店、一九九二年)所収)

(28) 劉毅が司隸校尉となったのは前任の傅玄が辞めた咸寧四年のこと、その後六年間在職している。太康六年には致仕した劉毅に代わって王渾が就いている。

(29) 同じ東萊郡を本貫とする王基が劉毅を公府に推薦した際の論

評による〔晋書〕卷四五劉毅伝。

(30) 南郊の際に武帝を後漢の桓帝・靈帝になぞらえることもあれば、龍が出現した際に一人だけ祝わないこともあった(同伝)。

(31) 越智重明『晋書』本文(二)九品官人法①九品官人法の弊害(一)(明德出版社、一九七〇年)

(32) 「太尉亮等」の「等」のうちに入っている可能性は否定できないが、中正の頂点にいる司徒の魏舒が名を連ねていないことが、尚書省の考え方であることをより一層浮き立たせていよう。

(33) 前掲注二八越智同書。

(34) 『晋書』卷四五劉毅伝

(35) 「荀岳墓誌」には「夫人劉、年卅五、東萊劉仲雄之女」とある(毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』三、中国綫装書局、二〇〇八年)。その子の荀隱もまた張華に認められた名士である(『世説新語』第二十五排調篇)。

(36) 「華芳墓誌」には「中夫人河東衛氏、諱琇、字惠瑛、年十九薨。無子。夫人祖諱觀、字伯觀、故魏尚書聞陽鄉敬侯。夫人□氏。伯父諱瓊、字伯玉、故侍中行太子大保司空菑陽公」とある(毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』三、中国綫装書局、二〇〇八年)

(37) 『世説新語』第三政事篇や王隱『晋書』(『太平御覧』卷四六四人事部一〇六謠)にも同様のエピソードが掲載されている。

(38) 「山公啓事」については葭森健介「山公啓事」の研究(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年)を参照。

(39) 潘岳とともに「連璧」と言われた夏侯湛も同様に不遇を嘆き「抵疑」なる一文を作っている(『晋書』卷五五夏侯湛伝)。なお東晋の元帝司馬睿は夏侯湛の外甥にあたる(『晋書』卷三一

后妃伝上元夏侯太妃)。

(40) この風刺は潘岳の経歴、山濤の吏部尚書の時期を照らし合わせる、咸寧年間のこととみられる。王渾はむろん、衛瑾も地方に出鎮していた可能性のある時期の話であるが、その子弟らによる横のつながりはすでにできていたのである。

(41) 『晋書』卷三武帝紀咸寧二年八月己亥条。

(42) その後は太子舍人、尚書郎、秘書丞、太子庶子、黄門郎と順調に出世していることから遠からず同列に加わったであろうが、父の衛瑾とともに非業の死を遂げる(『晋書』卷三六衛瑾子恒)。

(43) 『晋書』卷四二王渾伝

(44) 『晋書』卷三武帝紀太康六年春正月戊辰条。

(45) 太康三年の司馬攸婦藩に際しては、武帝に対して反対の旨の上奏をしている。

(46) 『晋書』卷四二王渾伝「自以先據江上、破暗中軍、案甲不進、致在王渚之後。意甚愧恨、有不平之色、頻奏渚罪狀、時人譏之」

(47) 『晋書』卷四二王渾子濟「以其父之故、每排王渚、時議譏焉」

(48) 王渚と同じく伐呉で大功を立てた杜預は中央の権貴のご機嫌取りのために賄賂を送っている。当時の権貴といえは賈充や荀勗が真っ先に思い浮かぶが、賈充は「位極人臣、家無餘祿」(『北堂書鈔』卷三八政術部十二潘岳「賈充誅」)とされていることから、権貴が誰なのか改めて検討する必要がある。「預在鎮、數餉遺洛中貴要。或問其故、預曰、「吾但恐為害、不求益也」(『晋書』卷三四杜預伝)

(49) 西晋では咸寧三年や太康十年に大規模な諸王封建が行われている。また太康三年の斉王司馬攸還藩もこの一つである。『晋

書』卷三武帝紀咸寧三年八月癸亥条、太康十年十一月甲申条。
(50) 司馬瑋には司馬繇のような専權志向は無かったものの、苛烈で背徳的な性格が問題視されていた。『晋書』卷五九八王楚王瑋「楊駿之誅、瑋屯司馬門。瑋少年果銳、多立威刑、朝廷忌之。汝南王亮・太保衛瓘以瑋性很戾、不可大任、建議使與諸王之國、瑋甚忿之」

(おぜき よしのぶ)

(51) 北軍中候は西晋武帝期に置かれた領軍の官。『通典』職官十左右領軍衛「晋武帝初省、使中軍將軍羊祜統二衛・前後左右・驍騎七軍營兵、即領軍之任也。祜遷罷、復置北軍中候」

(52) 司馬瑋は太康十年に荊州都督として出鎮している。『晋書』卷三武帝紀太康十年十一月甲申条「始平王瑋為楚王」、『晋書』卷五九八王楚王瑋「太康末、徙封於楚、出之國、都督荊州諸軍事・平南將軍、軫鎮南將軍」

(53) 『晋書』卷四四 石鑿伝

(54) 『晋書』卷四五 劉毅伝

(55) 『晋書』卷三七 宗室 高密文獻王泰伝

(56) 『晋書』卷三五 裴楷伝「吏部郎缺、文帝問其人於鍾會。會曰、「裴楷清通、王戎簡要、皆其選也。」於是以楷為吏部郎」

(57) 『晋書』卷四五 和嶠伝「嶠軫侍中、愈被親礼、與任愷・張華相善」

(58) 元康年間(後期)、賈皇后は政治については張華や裴頠に任せていた。張華は幽州の庶族であり、一方で裴氏は河東郡の大族であるが、賈皇后とは姻戚関係にある。『晋書』卷二六 張華伝「賈謐與后共謀、以華庶族、儒雅有壽略、進無逼上之嫌、退為衆望所依、欲倚以朝綱、訪以政事」

(59) 『晋書』卷四〇 賈充伝 附族子模「是時賈后既豫朝政、欲委信親党、拜模散騎常侍、二日擢為侍中。模乃尽心匡弼、推張華・裴頠同心輔政」

(60) 葭森健介「西晋における吏部官僚―西晋期における政治動向と吏部人事」(『名古屋大学東洋史研究報告』二二三、一九九九年)

